人事異動

内閣

国務大臣　下村　博文

二千二十年オリンピック・パラリンピック東京大会の円滑な準備に資するため行政各部の所管する事務の調整を担当させる（九月十三日）

金融庁

内閣府事務官に任命する　堀本　善雄

総務企画局参事官を命ずる（九月二十日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する　鷲崎　巍

従五位に叙する　齊藤　達二

従五位に叙する　井上　頼明　白木　一平

諏訪　馨　菅田　貞誠

谷　守　田家　榮二

正六位に叙する（各通）　築野　仁朗

稲山　徳仁　岡　勇　小野　芳夫

木内　仁平　黒丸　茂　小池　滋

小林　國一　東海林憲郎　長坂　一昭

野間　隆男　増野　行雄　森山　勝

従六位に叙する（各通）　後藤　光雄　佐伯　實　齋藤　五郎

佐野　信幸　西田　徳福　西牧　政己

松井　誠一

正七位に叙する（各通）（以上八月十九日）　和食　延雄

正五位に叙する　小嵜　享俊　末藤　義之

従五位に叙する（各通）　弘中喜久男

内山　秀誠

鏑木　信一　森　廣治

従七位　高木　節也　土居　義次

正六位に叙する（各通）　岩崎　俊道　浦瀬　濟美

笹　卓司　高安　由信

従六位に叙する（各通）　緒方　秋則

橘　悦男

従七位に叙する（以上八月二十日）　上原　旺

石川　博司　角谷　米三

橋本　三雄　八田　利重

従五位に叙する（各通）　小山　正造

正六位に叙する　及川　榮雄

稲葉　孝行　中島　有三

小澤　隆　平岡　一夫

（伊予市議会議員）　宮崎　敬宣

廣瀬　弘　松本　政弘

従六位に叙する（各通）　坂野　理夫

井手　志郎　遠藤久之助

長谷川宗孝　森澤　通吉

正七位に叙する（各通）　根津　勇

瀧　壽幸

従七位に叙する（各通）（以上八月二十一日）　石川　政幸

正五位に叙する　豊田　喜冨

従五位に叙する（以上八月二十四日）

○叙勲

安齋　昌孝　工藤　博道

長谷川雅一　前田　房男

旭日単光章を授ける（各通）（八月十九日）　岩崎　俊道

旭日双光章を授ける　川村　光雄　仲間　正憲

青山　進　松尾　東洋

夏目　英夫

旭日単光章を授ける（各通）（以上八月二十日）　八田　利重

旭日小綬章を授ける　平岡　一夫

（伊予市議会議員）　白川　智勇

旭日双光章を授ける

旭日単光章を授ける（以上八月二十一日）　小林　國一

小野　芳夫　小池　滋　白木　一平

後藤　光雄　東海林憲郎　谷　守

菅田　貞誠　諏訪　馨　西田　徳福

田家　榮二　長坂　一昭　増野　行雄

西牧　政己　野間　隆男

松井　誠一

瑞宝双光章を授ける（各通）　齋藤　五郎　佐野　信幸

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十九日）　浦瀬　濟美　緒方　秋則　小嵜　享俊

土居　義次　森　廣治

瑞宝双光章を授ける（各通）　井手　志郎　和光　勉

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十一日）　室井喜代一

瑞宝双光章を授ける（各通）　上原　旺　高橋　昭三

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十日）　橋本　三雄

瑞宝小綬章を授ける　小澤　隆　角谷　米三　瀧　壽幸

瑞宝双光章を授ける（八月二十四日）　根津　勇　長谷川宗孝　廣瀬　弘

瑞宝小綬章を授ける（八月二十四日）　宮崎　敬宣

官庁報告

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成24年11月８日公表）の一部を平成25年９月11日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成25年９月26日　　農林水産大臣　林　芳正

第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成25年７月～平成26年６月	338,000
2	すけとうだら	平成25年４月～平成26年３月	256,000
3	まあじ	平成25年１月～12月	204,000
4	まいわし	平成25年１月～12月	388,000
5	まさば及びごまさば	平成25年７月～平成26年６月	701,000
6	するめいか	平成25年１月～12月	329,000
7	ずわいがに	平成25年７月～平成26年６月	5,273

（注１）　上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く。）。